

賃金減額撤回は
組合に相談を!

かしな

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

会社は賃金を元に戻せ

— 団交報告 —

賃金減額裁判では今までに支払われた本給および賞与の減額分を請求していました。請求分については12月1日に全額が支払われましたが、それだけでは十分ではありません。原告の賃金(リファレンス・サラリー)が減額される前の額に戻されてこそ真の解決と言えます。

①原告の賃金減額を撤回し、元の額に戻す

組合要求の内容

賃金減額裁判において会社が11月25日に認諾したことを受け、組合は12月7日に団体交渉を持ち、左記の内容を要求しました。会社は団交の席上、「真摯に受け止め、検討を行っている。12月24日の次回団交までに文書回答し協議する」と約束しました。

②今回の認諾で含まれなかった賃金減額分を支払うこと

裁判では未来に発生する損害の請求はしていないため、賃金が元の額に戻らない限り、毎月新たな損害が発生します。また、今回の裁判では2013年に行われた減額を争点としていたため、原告に対する2014年の賃金減額および2012年以前の賃金減額による損害についても認諾には含まれていません。これらの損害についてもすべて支払うことを要求しました。

③残業代・社会保険・401K等、賃金減額に伴うすべての不利益を回復する

認諾による支払い対象は本給および賞与の減額分のみですが、これらが元に戻ることに伴って残業代や厚生年金保険、確定拠出年金の拠出金の不

④賃金制度を安易に減額できない制度に戻す

会社がフリーハンドで賃金減額をできるような

⑤組合に謝罪と謝罪金の支払を促す

認諾は、会社が全面的に非を認めたことを意味します。したがって、組合に謝罪するとともに、裁判に伴う弁護士費用やもろもろの活動費用を弁済するのが当然です。このことを要求しました。

⑦今後、組合員の労働条件変更は組合と事前協議を行い、合意の上で実施する

労働基準法の第2条では、給与等の労働条件は従業員と会社が対等の立場で協議し決めることが定められています。今回のようなことを繰り返さないためにも、このことを明文化しておくことが必要です。



現行の違法な就業規則や格付規程がそのままになっているのは、今後も不当な賃金減額を会社が実施する可能性があります。安易に減額できない制度に戻すことが根本的な解決になります。このことを要求しました。

すべての減額を元に戻せ!

争議支援総行動・本社前行動

12月3日昼、日本IBM本社前には、雨の中にもかわらず500人が参加し、ロックアウト解雇や賃金減額の解決を訴えました。

会社手口でも卑怯

JMIU生熊茂実委員長は、「認諾は、会社が



全ての争議解決を迫る参加者

自ら行ってきた賃金制度を自ら誤りだと認めたこと。こういうのは、一番最初に認めるのが当たり前の話で、判決が間近になって、こそこそと逃げような認諾は聞いたことがない。卑怯だ」と会社を批判しました。また、「団体交渉ですべての減額をもとに戻せ、これか

すべての争議に勝つ

アイビーエム支部の大岡義久委員長は「労働者の尊厳を踏みにじったことを許さない。みなさんの支援のもとに私たちはすべての争議を勝ちます」と決意を表明しました。

IBM裁判の勝利報告

11月28~29日にかけてJMIU 16国民春闘討論集会・組織建設全国会議に参加しました。

会議冒頭で、通信産業労働組合(通信労組)との合併のニュースとあわせ日本IBM支部での賃金減額裁判の勝利報告がなされ、参加した百数十名の全国の仲間から大きな喝さいが上がりました。

恒例の春闘方針案パンフレットの読合せで全員の意思統一を図りました。

全体討論ではロックアウト解雇原告の二人が減額裁判の勝利報告を組織拡大につなげたいと思いと解雇争議支援継続の依頼を訴えました。今期春闘勝利に向けてマイナンバー導入や労働法制改悪の流れにも抗し、労働者の権利を守り、求めることを確認し、参加者全員の団結ががんばろうで閉会となりました。

「2016年春闘アンケート」実施中!

回答はこちらから→

あなたもぜひコメントをお寄せください。

《いままでにいただいたコメントのごく一部をご紹介します》

【会社の将来は?】

事業部の縦割りが激しく、縦割りの枠組みの中で短期的視野で人減らしをしていることは、お客様もずいぶん前から気が付いているので、IBMへの依存度を下げる安全策に出ています。そのためビジネス獲得も難しくなっています。

【評価制度についてどう思う?】

上司の気分で恣意的に評価できる。納得できる評価を受けたことがない。

【職場や仕事上で苦勞している点は?】

自分の職務を全うするのに精いっぱい。困っている仲間を支援してあげる余裕が少ない。



国鉄は1987年に民営化され、現在ではJRとなっている。2005年のJR福知山線の脱線事故の例を出すまでもなく、近年報道されるJRの事故は、民営化前よりも目立っていると思う

▼こういった事故は、民営化によって経営者が安全より儲けを重視する結果ではないか。安全のためには、毎日の保守点検が必要だが、儲けには直接つながらない保守作業は経費節減の対象となりかねない▼しかし、手を抜いたところでは、何年後かに不具合が発覚し、大事故につながる。事故が起きたときの処理や対応にかかる費用や時間は莫大だ▼IBMでも、現場の技術員に金勘定の圧力をかけているという。企業が存在目的のひとつは利潤の追求だが、目先の利潤ばかりを追うのではなく、将来に渡って、従業員に安全安心を与えるべきではないか。(編)



わたしが解雇されたのは45歳を半年過ぎた頃でした。このまま勤め続けていけば、サラリーマンとしてまさに脂が乗った

11月16日、第二次ロックアウト解雇裁判が結審し、来年3月28日に判決が出る予定です。以下に原告の意見陳述を掲載します。

第二次ロックアウト解雇裁判

両親存命中に職場復帰を

頃、という仕事ができただけだろーと思ひます。また、解雇される2年前からは毎週金曜日の午前中に部門で開催されているコンサルタントの知識・技術習得のための研究会にも自主的に参加し、業務上だけでは得られない技術も身につけ、より幅広く会社に役立てるようにと頑張っていました。業務においても入社以来経験したSEからPMという技術系、そして経理システム、銀行システム、サービス事業と様々な業務分野の知識も総合的に生かせる部署で、この自分のスキルをできるだけユザーさんに還元できるよう、日々努力していました。

幅広く身につけたスキルに基づくアドバイスを求めるユザーさんたち

突然解雇で時間停止

体調と金銭面の不安が

両親存命中に復帰を

退職の挨拶もできず

それでは、誰とも話をできず、追われるように会社を出され、二度と社内に入ることはできませんでした。退職した人ならば、最後に今まで親交があった人に退職後の連絡先メールアドレスを知らせ、退職の挨拶をしてから会社を出ることができま

生きていられるだろうかと、という不安に襲われます。両親が生きている間に職場復帰を果たして、最後は安心してあの世へ旅立てるよう、一日も早く職場復帰したいと願ひます。

まずは組合に相談を！ 減額された賃金は取り戻せます

組合ではこの間にPBC評価を理由として15%~10%もの大幅な賃金減額をされた社員が2000人以上に上ると推定しています。減額された皆さん、会社に請求して取り戻しましょう。会社はすでに白旗を掲げているのですから。

すでに9名の原告には請求分が振り込まれました。今回の賃金減額裁判のFAQを右下に掲載します。黙っていても会社は賃金を返してはくれません。さあ次はあなたの番です。

賃金減額は目先の毎月の給与減にとどまりません。そのままにしていると、確定拠出年金（退職金）や厚生年金、残業代などすべてに影響を及ぼします。退職するまでの長い年月を考えると、生涯賃金の差はとんでもなく大きくなります。退職後の生活にも影響します。

あなたの賃金を取り戻すには：

1. 下表のなんでも相談窓口
2. 組合に加入する
3. 団体交渉に加わり賃金を戻す要求をする
4. 会社が要求を受け入れなければ、集団訴訟

年末には決起集会が予定されています。

連戦連勝の組合に入り、あなたも減額された賃金を取り戻しましょう。

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	SW事業部. ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファンティSVC	山本 茂秋	205-6320
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL: 03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX: 03-5562-0853 メール: jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp ウェブ: http://www.jmiu-ibm.org/		

注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611代 Web: http://tokyolaw.gr.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577

Q. 「認諾」の意味は？

A. 会社が裁判で訴えられたこと全てを認めたことを意味します。和解とは違います。従って後続の請求も認めざるを得なくなります。

Q. 成果主義による賃金減額は仕方がないことなの？

A. いいえ。相対評価による業績評価のみで一方向的に大幅減額することは労働契約法違反です。

Q. 待っていれば会社は減額分を返してくれるの？

A. 例えば消費者金融の過払い金の請求の例でもわかるとおり、待っていても返してくれません。組合に入って皆と一緒に請求すれば取り戻せます。

Q. 本給を減給前の額に戻せるの？

A. 組合は団体交渉でもとの額に戻すことを協議しています。多くの人が組合に入ること、交渉力が強まります。組合に入ってぜひ一緒に要求しましょう。

Q. 賃金減額分の請求に時効はありますか？

A. あります。時効は2年です。

Q. 2013年に減額されましたが、もう請求する意味が無いのですか？

A. そんなことはありません。賃金減額はずっとそのまま続いています。2年以内の減額分については請求することができます。